

PTA等指導者人権教育研修会で、 「生命（いのち）の安全教育」について学びました！

令和6年8月21日（水）に津山リージョンセンターで、PTA等指導者人権教育研修会を開催し、津山教育事務所管内の学校園のPTAから約90名の参加がありました。



「生命（いのち）の安全教育」とは？

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えるや、自分や相手、一人一人を尊重する態度を発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。
(文部科学省HPより)

講演

「『生命（いのち）の安全教育』から子どもの性と権利を考えよう～子どもに関わるすべての大人ができること～」



宇都宮大学 共同教育学部
准教授 長(うしとら) 香織 氏



参加者からの声

○「生命の安全教育」という言葉を今回の研修で初めて知り、学ぶことができました。性について子どもたちと話しをすることをどこか避けてきたように思います。絵本を通して親子で性について学ぶことから始めていけたらと思いました。また、学校でもこういった研修をしていただける機会があると親としてはありがたいです。

○自分自身が今まできちんと性や権利について学ぶ機会が少なかったことを実感しました。教育現場でもっと積極的に子ども達に性教育、人権教育を正しく行ってほしいし、大人が正しく伝えられるように学ぶ機会ももっとほしいと思います。

○子どもの人権や性をこうあるべきと決めつけずに、一緒に考える事で、性暴力の防止につながれたらと思いました。DBSなど、ところどころ知らない単語があったので、帰って勉強しようと思います。

○自分は子供達にどうこれからの性について伝えていこうかと考えました。私と同じように、メディアや人の体験などから学んでいくのかも知れませんが、相談しやすい親、相談された時なるべく正しく、とまどわないうで答えられる親になりたいと思いました。

「生命（いのち）の安全教育」が始まった経緯

令和2年6月11日 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(性犯罪・性暴力対策の強化のための関係府省会議)

令和2年度から4年度の3年間 性犯罪・性暴力対策の 「集中強化期間」

この方針に基づき、取組の一つとして「生命（いのち）の安全教育」が進められ、内閣府と文科省が連携して教材や指導の手引き、動画を作成しました。

また、性犯罪に係る刑法の改正や日本版DBS（子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないか確認する制度）の導入の動きも、この方針に基づいており、国を挙げて性犯罪・性暴力対策の取組が進められています。

令和5年度から7年度の3年間 性犯罪・性暴力対策の 「更なる集中強化期間」

生命の安全教育教材 (小学校低・中学年向け)

※幼児、小学校高学年、中学校、高校向けもあります。

生命の安全教育

